



発行 新潟県
号外 1
 令和5年11月30日
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1230 道路の区域変更 (道路管理課)
- 1231 道路の供用開始 (道路管理課)
- 1232 道路の区域変更 (道路管理課)
- 1233 道路の供用開始 (道路管理課)
- 1234 道路の供用開始 (道路管理課)
- 1235 道路の区域変更 (道路管理課)

告 示

◎新潟県告示第1230号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年11月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 113号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市藤塚浜字石山海岸3585番37から	新	11.2~22.4メートル	62.0メートル
同市藤塚浜字石山海岸3585番34まで	旧	11.2~12.8メートル	62.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道345号、県道中条紫雲寺線と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市藤塚浜字石山海岸3585番37から	新	11.2~22.4メートル	62.0メートル
同市藤塚浜字石山海岸3585番34まで			

	旧	11.2～12.8メートル	62.0メートル
--	---	---------------	----------

備考 路線の重用
 全区間一般国道113号、県道中条紫雲寺線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中条紫雲寺線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新発田市藤塚浜字石山海岸3585番34から	新	11.2～22.4メートル	62.0メートル
同市藤塚浜字石山海岸3585番37まで	旧	11.2～12.8メートル	62.0メートル

備考 路線の重用
 全区間一般国道113号、一般国道345号と重用

◎新潟県告示第1231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年11月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 113号
- 2 供用開始の区間
 新発田市藤塚浜字石山海岸3585番37から同市藤塚浜字石山海岸3585番34まで
- 3 供用開始の期日 令和5年11月30日

◎新潟県告示第1232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年11月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五頭公園畑江線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
阿賀野市勝屋字大荒川山1830番16から	新	4.0～28.3メートル	565.7メートル
同市畑江35番まで	旧	4.0～15.2メートル	569.0メートル

◎新潟県告示第1233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から 2 週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和 5 年 11 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 五頭公園畑江線
- 2 供用開始の区間
阿賀野市勝屋字大荒川山1830番16から同市畑江35番まで
- 3 供用開始の期日 令和 5 年 11 月 30 日

◎新潟県告示第1234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から 2 週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和 5 年 11 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 八幡新田島潟線
- 2 供用開始の区間
新発田市五十公野字松橋5957番1から同市五十公野字松橋6027番1まで
- 3 供用開始の期日 令和 5 年 11 月 30 日

◎新潟県告示第1235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から 2 週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和 5 年 11 月 30 日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 万条新田越後中里停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼郡湯沢町大字土樽字小坂1805番5から 同郡同町大字土樽字堤ノ下1613番4まで	新	9.6～17.7メートル	390.7メートル
	旧	7.0～17.3メートル	390.7メートル